

**SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会**

**第1回競技式典専門委員会**

**SAGA  
2024**

国スポ・全障スポ

**新しい大会へ。**

すべての人に、スポーツのチカラを。

**日時：令和4年11月25日(金)13:30～**

**場所：玄海町町民会館2階イベントホール**

## 目 次

### ◆第1回競技式典専門委員会

#### 【第1号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町競技運営基本計画（案）について……………3

#### 【第2号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町施設整備基本計画（案）について……………4

#### 【第3号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町式典基本計画（案）について……………5

#### 【第4号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町式典実施要項（案）について……………6

#### 【第5号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町リハーサル大会基本計画（案）について……………8

#### 【第6号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町情報通信基本計画（案）について……………10

#### 【第7号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町情報通信業務実施要項（案）について……………11

#### 【第8号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町開催競技の運営従事者に係る旅費等支給規程（案）  
について ……………13

#### 【第9号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町競技会場管理運営要項（案）について……………16

#### 【参考資料】

SAGA2024 国スポ玄海町開催推進総合計画……………20

# SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会

## 第1回競技式典専門委員会 次第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 第1号議案 SAGA2024 国スポ玄海町競技運営基本計画（案）について
- (2) 第2号議案 SAGA2024 国スポ玄海町施設整備基本計画（案）について
- (3) 第3号議案 SAGA2024 国スポ玄海町式典基本計画（案）について
- (4) 第4号議案 SAGA2024 国スポ玄海町式典実施要項（案）について
- (5) 第5号議案 SAGA2024 国スポ玄海町リハーサル大会基本計画（案）について
- (6) 第6号議案 SAGA2024 国スポ玄海町情報通信基本計画（案）について
- (7) 第7号議案 SAGA2024 国スポ玄海町情報通信業務実施要項（案）について
- (8) 第8号議案 SAGA2024 国スポ玄海町開催競技の運営従事者に係る旅費等支給規程（案）について
- (9) 第9号議案 SAGA2024 国スポ玄海町競技会場管理運営要項（案）について

### 3 閉会

## SAGA2024国スポ玄海町競技運営基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」における玄海町で開催される競技会については、全国から参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、県の「SAGA2024競技運営基本方針」及び「SAGA2024国スポ玄海町開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）との連携強化を図り、円滑かつ効率的な運営を図る。

## 2 内容

## (1) 競技運営

競技の運営については、県等と緊密な連携を図るとともに、広範多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、幅広い町民参加を含む体制づくりを行う。

## (2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県等と協議のうえ、多くの町民に協力を得ながら、必要な人員確保に努め、適正な配置を行う。

## (3) 競技会場及び練習会場の整備等

競技会場及び練習会場の整備及び確保については、県等と協議のうえ、競技運営に支障のないよう、計画的かつ効率的に行う。

## (4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、現有する競技用具をできる限り活用しながら、県等と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

## (5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県等と協議のうえ、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

## (6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、町民等の機運の醸成を図り、県等と協力して行う。

## SAGA2024国スポ玄海町施設整備基本計画（案）

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」の玄海町で開催される競技会における施設整備については、競技運営に万全を期すため、県の「SAGA2024競技施設整備基本方針」及び「SAGA2024国スポ玄海町開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図りながら、競技運営に支障がないよう整備する。

### 2 内容

#### (1) 競技会場及び練習会場の整備

競技運営に支障がないよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と協議のうえ、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め計画的かつ効率的に整備する。

#### (2) 臨時仮設物の整備

競技会の運営に係る案内所、休憩所、観客席等の臨時仮設物の整備については、県等と協議のうえ、整備する。

#### (3) 給排水設備の整備

休憩所及び仮設トイレ等で、給排水設備が必要と認められる箇所については、施設管理者と協議のうえ、整備する。

#### (4) 臨時駐車場の整備

競技会場周辺に大会関係者及び一般観覧者等の駐車場を確保するため、必要に応じて整備する。

## SAGA2024国スポ玄海町式典基本計画（案）

### 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）における玄海町で開催する式典については、国スポ参加者への賞賛、歓迎を表すものとして、県の「SAGA2024式典基本計画」及び「SAGA2024国スポ玄海町開催推進総合計画」に基づき、創意工夫を凝らした式典の運営を図る。

### 2 内容

この計画において、「式典」とは各競技会の開始式及び表彰式とする。

#### (1) 開会式

開会式は、実施する場合にあつては、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めるものとする。

#### (2) 総合表彰式

総合表彰式は、SAGA2024国スポ玄海町実行委員会と競技団体が協議の上、実施することとし、選手の健闘を心から称えるとともに、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々が喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

#### (3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努めるものとする。

## SAGA2024国スポ玄海町式典実施要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、SAGA2024国スポ玄海町開催競技における式典の実施について、「SAGA2024国スポ玄海町式典基本計画」に基づき、必要な事項を定める。

## 2 方針

式典は、競技会への参加意欲を高めるとともに、選手の健闘を心からたたえるものとする。内容については、競技運営や選手のコンディションを配慮した上で、競技団体・関係機関等と協力し、簡素の中にも心に残るものになるよう創意工夫する。

## 3 式典運営

(1) 式典の運営は、競技団体及び関係機関等とSAGA2024国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）の緊密な連携のもと、これにあたる。

(2) 式典の協力者は、県内の学校及び関係機関等の協力を得て編成する。

## 4 式典内容

開会式及び総合表彰式の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、内容及び所要時間については、選手のコンディション等の配慮に努めるため、適宜変更できるものとする。

## (1) 開会式

- ア 開式通告
- イ 選手団入場
- ウ 競技会開始宣言
- エ 国旗儀礼、国歌斉唱
- オ 大会旗・連盟旗・県旗・町旗儀礼、「若い力」斉唱
- カ 大会会長トロフィー返還
- キ 開会のあいさつ
- ク 歓迎のことば
- ケ 閉式通告
- コ 選手団退場

## (2) 総合表彰式

- ア 開式通告
- イ 選手団入場
- ウ 成績発表
- エ 表彰状授与
- オ 大会会長トロフィー授与
- カ 閉会のあいさつ
- キ 歓送のことば
- ク 国旗儀礼、国歌斉唱
- ケ 大会旗・連盟旗・県旗・町旗儀礼、「若い力」斉唱
- コ 競技会終了宣言

- サ 閉式通告
- シ 選手団退場

5 式典音楽

式典音楽は、原則としてCD等を利用する。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、町実行委員会及び競技団体等が協議の上、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における式典実施についても、この要項を準用する。



## SAGA2024国スポリハーサル大会開催基本計画（案）

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）の開催に備え、競技会運営能力の向上と町民の機運の醸成を図るため、県の「SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「SAGA2024国スポ玄海町競技運営基本計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体等（以下「県等」という。）と協力し、リハーサル大会（以下「大会」という。）を開催する。

## 2 大会運営、実施本部

## (1) 大会運営

大会の運営は、原則として国スポに準じて実施する。また、県等と協力し、効率化を図り創意工夫を凝らした大会運営に努める。

## (2) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期すため、大会実施本部を設置する。

## 3 競技式典

## (1) 競技運営

競技運営の主管である県競技団体と緊密な連携のもと、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）と協力し、合理的かつ効率的に行う。

## (2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成は、可能な限り国スポに準じて行う。ただし、大会の規模や競技団体の実情等に応じて編成する。

## (3) 競技会場

大会で使用する競技会場及び練習会場は、原則として国スポで使用する会場を充てることとし、国スポ開催を見据え、大会の規模や趣旨に応じた会場設営を行う。

## (4) 競技用具等の整備

大会に必要な競技用具は、できる限り現有するものを活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。ただし、新たに購入するときは、国スポでの使用を考慮し必要最低限とする。

## (5) 記録

競技記録の収集及び速報については、競技団体と緊密な連携のもと

に、迅速かつ正確に処理するよう努める。

(6) 式典

開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように簡素に努めて実施する。

3 歓迎・おもてなし、広報、住民参画

(1) 歓迎・おもてなし

選手・監督、役員、視察員及びその他大会関係者（以下「大会参加者等」という。）を温かく迎えるため、必要に応じて競技会場等に歓迎装飾や案内所、休憩所等を設置する。また、関係機関等の協力を得て必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

(2) 広報

大会の開催に対する町民の関心を高めるため、各種広報活動を展開する。

(3) 住民参画

多くの町民の参画を得ながら、大会を盛り上げる活動を展開する。

4 宿泊、医事・衛生

(1) 宿泊

大会参加者等をおもてなしの心で迎え、関係機関等の協力を得て、十分にくつろぐことのできる環境づくりに努める。

(2) 医事・衛生

大会参加者等の傷病に速やかに対応できるよう、関係機関等の協力を得て、必要な医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

5 輸送、消防・警備

(1) 輸送

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技の特殊性及び競技会場への公共交通機関の状況等に応じ、必要と認められるときは、計画輸送を行う。

(2) 消防・警備

雑踏事故、火災その他の災害等を未然に防止するため、関係機関等と連携して万全の体制を整える。

## SAGA2024国スポ玄海町情報通信基本計画(案)

## 1 目的

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）における玄海町で実施する情報通信業務については、国スポ運営に万全を期すため、県の「SAGA2024記録業務基本計画」及び「SAGA2024国スポ玄海町開催推進総合計画」に基づき、県及び競技団体との密接な連携のもと、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、情報通信体制の整備を図る。

## 2 内容

## (1) 情報通信設備の整備

国スポを円滑かつ効率的に行い、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「国スポ参加者等」という。）並びに一般観覧者の便宜を図るため、関係機関等の協力を得て、各種情報通信設備を整備する。

## (2) 情報通信体制の整備

## ア 競技会運営における情報通信体制

競技会運営を円滑かつ効率的に実施するため、関係機関等の協力のもとに、情報通信体制の整備を図る。

## イ 記録・報道業務における情報通信体制

競技記録を迅速かつ正確に送受信するとともに、記録・報道業務を円滑かつ効率的に実施するための情報通信体制を整備する。

## (3) 国スポ参加者等への情報提供サービス

国スポ参加者等へ交通、宿泊、医療、観光等の多様な情報並びに競技結果を迅速に提供するサービスを実施する。

## SAGA2024国スポ玄海町情報通信業務実施要項（案）

## 1 趣旨

この要項は、「SAGA2024国スポ玄海町情報通信基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「国スポ」という。）における情報通信業務の実施について万全を期し、国スポの円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

## 2 情報通信業務の種類

## (1) 競技会運営に関する通信

SAGA2024国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、競技団体等と協力のもと、競技会場及び練習会場等に必要な通信機器を設置し、式典及び競技会の円滑な運営を図る。

## (2) 記録業務に関する通信

町実行委員会は、実施本部及び各競技会場に必要な通信機器を設置し、迅速かつ正確な記録の送受信を行い、記録業務の円滑な運営を図る。

## (3) 輸送、交通業務に関する通信

町実行委員会は、選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者の輸送及び各競技会場の交通対策に必要な通信機器を設置し、輸送・交通の円滑な運営を図る。

## (4) 警備・消防防災業務に関する通信

町実行委員会は、関係機関・団体と連携して、警備・消防防災業務の実施に必要な通信体制を確立する。

## 3 通信機器

上記2の業務を遂行するために使用する通信機器は、次のとおりとする。

- (1) 臨時加入電話
- (2) 携帯電話
- (3) 無線通信機器
- (4) パソコン
- (5) ファクシミリ

## 4 設置

- (1) パソコンは、実施本部、競技会場その他の必要な箇所に設置する。
- (2) 携帯電話及び無線通信機器は、国スポ運営上必要と認める者に携帯

させる。

(3) 通信機器の設置については、国スポ運営に支障のない日時までに完了することとし使用は原則として国スポ開催期間中とする。

(4) 設置数、使用時間及び設置場所等については、競技団体及び関係機関・団体と協議の上決定する。

5 通信機器の管理及び保管

(1) 競技会場等に通信機器を取り扱う管理責任者を置き、通信機器の管理及び保管を統括する。

(2) 国スポ終了後、競技会場等における通信機器の用務が完了した時は、管理責任者はこれを取りまとめ実施本部各部に返還する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) リハーサル大会における情報通信業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## SAGA2024国スポ玄海町開催競技の運営従事者に係る 旅費等支給規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、玄海町で開催するSAGA2024国スポ玄海町開催競技の運営に従事する者（以下「従事者」という。）に対して支給する旅費等について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。ただし、他の市と競技を共催し、又は各競技の特性に基づき、別に当該旅費等の支給に関する基準を設ける場合は、この限りではない。

（支給対象者）

第2条 従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象者は次のとおりとする。ただし、支給対象者であっても、別に旅費等の支給を受ける場合等については、この限りではない。

- （1） 競技役員
- （2） 競技補助員及び引率者
- （3） その他、SAGA2024国スポ玄海町実行委員会会長が認める者

（支給対象期間）

第3条 旅費等の支給対象期間は次のとおりとする。

- （1） 競技及び公式練習を実施する期間、並びにそれらの準備に要する期間
- （2） 競技運営にあたり、SAGA2024国スポ玄海町実行委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認めた期間

（旅費等の種類及び支給基準）

第4条 旅費等の種類及びその支給基準は、別表に定めることとし、予算の範囲内で支給する。ただし、支給方法については、次の方法を可能とする。

- （1） 旅費等は、競技団体へ一括支給することができる。
  - （2） 旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができる。
- 2 宿泊費の支給については、SAGA2024国スポ玄海町実行委員会が設置する合同配宿センター又は宿泊施設からの請求に対しSAGA2024国スポ玄海町実行委員会が一括して宿泊料金を支払う場合、当該宿泊費の支給が行われたものとみなす。

（その他）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

2 リハーサル大会における旅費についても、必要に応じてこの規程を準用する。

附 則

この規程は、令和4年11月25日から施行する。

別表（第4条関係）

旅費等の種類及び支給基準

対象者	種類		支給基準	
			支給額	説明
競技役員	交通費	県内	実費相当額	・居住地の最寄り駅等から競技会場までの往復に掛かる実費相当額を支給する。
		県外	実費相当額	・居住地の最寄り駅等から競技会場までの往復に掛かる実費相当額を支給する。（計画輸送を実施する場合、その区間については支給しない。）
	諸費		県基準に準じる	・支給日数は、競技日数に競技運営の事前準備日数を加えた数を上限とする。ただし、公務での出務者を除く。
	宿泊費		実費相当額	・県外役員に限り支給する。ただし、競技運営にあたり、会長が必要と認める場合はこの限りではない。 ・入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。
競技補助員の引率者（競技役員を除く。） 競技補助員	交通費	町内	支給しない	・原則、支給しない。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。
		町外	実費相当額	・在学する学校の最寄り駅等から競技会場までの往復に掛かる実費相当額を支給する。（計画輸送を実施する場合、その区間については支給しない。）
	諸費		県基準に準じる	
	宿泊費		支給しない	



## SAGA2024国スポ玄海町競技会場管理運営要項（案）

（目的）

第1条 この要項は、玄海町で開催するSAGA2024国スポの競技会場における秩序の保持と円滑な運営を図るため、会場に入場し、又は入場しようとする者（以下「入場者等」という。）が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要項において「会場」とは、SAGA2024国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が使用する競技会場、練習会場及び関連施設（休憩所、通路、売店、駐車場、おもてなしのために実行委員会が使用するエリア等の施設を含む。）をいう。

（管理運営者）

第3条 この要項に基づく会場の運営管理者は、町実行委員会会長（以下「会長」という。）とする。

（業務の処理）

第4条 この要項に基づく業務の処理は、SAGA2024国スポ玄海町実施本部及び実行委員会事務局の職員（以下「職員」という。）が行う。

（持込禁止物）

第5条 入場者等は、会場に次の各号に掲げる物を持ち込んで서는ならない。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- （1） 銃器類
- （2） 刀剣類、包丁、ナイフ類その他鋭利な物
- （3） 毒物、劇物その他有害物質
- （4） 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
- （5） 石、鉄パイプ、棒、金槌、チェーン、レーザーポインター、その他凶器等として使用されるおそれのある物
- （6） 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
- （7） 塗料類（ペンキ類）
- （8） スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
- （9） 無線通信機器（スマートフォン・タブレット等の携帯端末を除く。）

- (10) 酒類
  - (11) ドライアイス
  - (12) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
  - (13) 投てき等により人又は物に危害を与えるおそれのある物
  - (14) ホイッスル、メガホン、拡声器、楽器その他大きな音が出る物
  - (15) 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
  - (16) 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第132条の規定により、人が集まる空域等での飛行を禁止されているドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等をいう。次条第19号において同じ。）
  - (17) その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、競技会の運営及び進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物。
- （禁止行為）

第6条 入場者等は、会場において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

- (1) 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 施設、器物、装置等を汚損若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
- (4) 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
- (5) 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
- (6) 会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (7) 会場敷地内で喫煙すること。
- (8) 所定の場所以外でゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (9) 飲酒すること及びアルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (10) 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。
- (11) 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
- (12) テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
- (13) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等をする事。

- (14) 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
- (15) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為をすること。
- (16) 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとする事（入場券等を不要としている場合を除く。）
- (17) 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
- (18) 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真又は映像を撮影すること。
- (19) 遠隔操作や自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機を飛行させること。
- (20) その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為をすること。

(遵守事項)

第7条 入場者等は、会場において次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (2) 指定された場所において観戦し、職員から席の移動を求められたときは、これに従うこと。
- (3) 町実行委員会が手荷物、所持品等の検査を行うときは、これに協力すること。
- (4) 職員に入場券、身分証明書等の提示を求められたときは、これに応じること。
- (5) IDカードを所持する者は、IDカードを明確に見える場所に着用し、職員や実行委員会の委託する警備員の求めがある場合は、これを提示すること。

(入場の制限等)

第8条 会長は、この要項に違反した入場者等及び職員の指示に従わない入場者等に対しては、会場への入場を拒み、又は退場を命ずるなどの必要な措置をとることができる。

2 会長は、競技会の安全な運営のため必要と認められるときは、競技会場への入場制限を実施することができる。

(新型コロナウイルス感染症対策)

第9条 会長は、新型コロナウイルス感染症防止対策として、公益財団法人日本スポーツ協会、各競技団体及びSAGA2024国スポ実行委員会等が定めるガイ

ドラインに基づき、実施することとする。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は会長が別に定める。この場合において、第5条から第7条までに係る事項について定めようとするときは、会長は、必要に応じ、施設管理者と協議するものとする。

2 リハーサル大会における会場管理運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## SAGA2024 国スポ玄海町開催推進総合計画

第78回国民スポーツ大会（以下、「SAGA2024 国スポ」という。）の成功に向け、町民の皆さま一人ひとりが本大会に関わり、支えあい、創意工夫を凝らして来訪者を温かく迎えることにより、豊かな交流の輪が生まれ、記憶に残る大会を目指し、玄海町開催基本方針に基づき、玄海町開催推進総合計画を定めるものとします。

### 1 基本方針

#### (1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下、「県等」という。）と緊密に連携し、総合的な計画の立案と施策の推進を図ります。

#### (2) 財務

県等と緊密に連携し、創意工夫を凝らし魅力あふれる大会を目指すとともに、適切で効率的な財務の運営に努めます。

#### (3) 広報

SAGA2024 国スポ開催に対する町民の理解を深め、かつ参加意識を高めるため、積極的な広報活動の推進を図ります。

#### (4) 住民参画

町民一人ひとりが国スポ開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていきます。

#### (5) 観光・おもてなし

大会関係者をはじめとする来訪者に、心のこもった温かいおもてなしで迎えるとともに、玄海町の伝統や文化、豊かな食や自然などの魅力を発信し、再度、玄海町を訪れるきっかけとなるよう努めます。

#### (6) 競技

競技会の開催については、県等と緊密に連携し、円滑かつ安全（効率的）な運営を行います。

#### (7) 式典

簡素・効率化の創意工夫を図るとともに、本町の特色を活かした式典とします。

#### (8) 施設

競技施設については、既存施設の有効活用に努め、「国民スポーツ大会開催基準要項」の施設基準に基づき整備します。また、SAGA2024 国

スポ終了後の町民利用にも配慮した整備に努めます。

(9) 宿泊

大会関係者の宿泊については、県等と緊密に連携し、安全で快適な宿泊施設の確保を図り、受け入れ体制に万全を期します。

(10) 医事衛生

SAGA2024 国スポに関わる全ての方々の健康管理に努めるとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し医事・衛生体制の確立を図ります。

(11) 輸送交通

SAGA2024 国スポに関わる全ての方々の安全かつ効率的な輸送を実施するため、公共交通機関の利用を促進するとともに、県等と緊密に連携し、宿泊・交通事情に応じた輸送・交通体制の確立を図ります。

(12) 消防防災・警備

競技会場等大会に関係する施設における災害の防止と治安の確保、並びに非常時の緊急対策について万全を期すため、県等と緊密に連携し、消防・防災・警備体制の確立を図ります。